

平成27年度「子どもの未来応援プラン」点検・評価シート

No1

1 プランの概要

基本目標	基本目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり	
目標の概要	「子どもの権利条例」について、子どもだけでなく大人も学び、理解が深められるよう、さらなる普及・啓発を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。 また、児童虐待やいじめなど子どもの権利侵害に対する相談・支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、子どもが互いに尊重し合える環境づくりを推進します。	
計画期間における主な取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の広報・啓発事業を推進するとともに、子どもの権利に関わる学習機会を提供し、子どもの権利の保障に努める民間団体との連携を推進し、市民の広い関心を得て子どもの権利への理解を深めるための施策・事業を充実します。 ●国籍や性別、障害、その他家庭の環境等を理由として差別や不利益受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ相談できる環境づくりを推進するとともに、家庭や地域、学校等における子どもの権利保障に必要な支援を行います。 ●「川崎市子ども会議」、「行政区子ども会議」、「中学校区子ども会議」の充実と相互の連携を推進し、子ども会議の活性化を図るとともに、「子ども夢パーク」等の活動を通じて、広く子どもの参加を呼びかけ、子どもの主体的な社会活動の活性化を促進します。 	
施策の方向と推進項目	1 子どもの権利の尊重 (1)子どもの権利の普及・啓発 (2)子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実 (3)子どもの主体的な参加の促進 (4)多文化共生の取組	
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり
	政策(2層)	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施策(3層)	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名	改革項目	課題名

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容		主な取組内容の実績や効果			
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）	目標・実績	H27年度	H28年度	単位
1	説明	目標	/		
		実績			
2	説明	目標	/		
		実績			
3	説明	目標	/		
		実績			
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度		1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った			

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストを削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はある	a. 可能性はない b. 可能性はある
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地がある	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
総合的な評価		

子ども・子育て会議からの
意見・評価



4 改善

今後の施策推進の方向性	方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し	

1 プランの概要

基本目標	基本目標II 子育てを社会全体で支える環境づくり		
目標の概要	男女がともに、職場・家庭・地域などあらゆる場面で互いの生き方を尊重し、よきパートナーとしてともに家事・育児を担うことができる環境づくりに向けた啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学べる機会や場の充実を図ります。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざし、企業や市民に働きかけるなどによって、仕事と家庭の両立を支援します。さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援や、地域における「互助」の力を再生し、地域の子育て力を向上します。		
計画期間における主な取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女平等かわさき条例」における「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、男女が、職場、家庭、地域などあらゆる場面で、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、互いの生き方を尊重し、責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、その認識が深められるよう広報・啓発活動を推進します。 ●将来親になる若い世代が子育てに関心を持つよう、小・中学生や高校生などを対象に、育児体験学習の機会を設け、実際に子どもが親になった際の「自助」の力を向上させる取組を推進します。 ●妊娠・出産・子育てを経て就業が継続でき、女性が活躍するためには仕事と家庭を両立しやすい環境づくりが求められています。そのためにも、男女の働き方の改革に向けた取組や、意欲や能力に応じた労働参加と、出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市民と協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。 ●安心して子どもを産み育てるためには家計の安定は必要であり、引き続き、経済的負担の軽減につながる取組を推進します。特に、医療費の助成は子どもの健やかな成長を支えるために大きな役割が果たす重要な施策であり、小児医療については、子育て家庭のニーズを踏まえるとともに、子どもの成長にとって必要な年代を十分に考慮して、制度の拡充を図ります。助成の拡充に関わる制度設計にあたっては、持続可能なサービス提供となるよう考慮します。 ●こども文化センターや地域子育て支援センター等、子育て支援の場の充実を図るとともに、「子育てサロン」など地域主体の取組について現状把握や分析を行い、地域の社会資源としての「場」の拡充と有効活用を図ります。 ●地域の「互助」の中核となる地域人材の把握と育成に努めます。 ●地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあい子育てサポート事業」について、充実を図ります。 ●市民にとって身近な区役所が「子育ての総合的な支援拠点」として、区ごとの子育てに関わる現状やニーズの把握・分析を行い、地域の社会資源(場・人材)と連携しながら地域をコーディネートし、多様な主体との協働による取組を推進します。 ●子ども及びその保護者が、地域の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭のニーズに応じた適切な情報提供・相談支援を行います。 ●子育てに係る情報を提供しながら、子育て家庭が地域とつながる契機ともなる「乳児家庭全戸訪問事業」の充実を図ります。 		
施策の方向と推進項目	1 子育て家庭への支援の充実 (1)男女がともに担う子育ての意識啓発 (2)ワーク・ライフ・バランスの推進 (3)子育て家庭への経済的支援	2 地域全体で担う子育ての推進 (1)地域の社会資源の充実に向けた取組の推進 (2)地域が主体となった子育て支援活動の充実に向けた取組の推進 (3)子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援	
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる	
	施策(3層)	子育てを社会全体で支える取組の推進	
	直接目標	地域で子育てを支えるしくみをつくる	
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名	改革項目	課題名	
	取組2-(13) 市民サービス等の再構築	23 地域子育て支援センター事業のあり方の検討 26 小児医療費助成事業等の安定的な運営に向けた検討	

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容		主な取組内容の実績や効果				
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)		目標・実績	H27年度	H28年度	単位
1	説明		目標 実績	/		
2	説明		目標 実績	/		
3	説明		目標 実績	/		

上記の取組内容等の実績や成果
を踏まえた達成度

1. 目標を大きく上回って達成
2. 目標を上回って達成
3. 概ね目標どおり
4. 目標を下回った
5. 目標を大きく下回った

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストを削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はある	a. 可能性はない b. 可能性はある
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地がある	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
総合的な評価		

子ども・子育て会議からの
意見・評価



4 改善

今後の 施策推進の 方向性	方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し	

1 プランの概要

基本目標	<p>基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり</p>
目標の概要	<p>「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を図り、全ての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、乳幼児期における多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、利用者の個々のニーズに応じたきめ細かな対応を図ります。 また、安定した質の高い幼児期の学校教育・保育を継続的に実施できるよう、施設運営の安定と充実に向けた取組を進めます。</p>
計画期間における主な取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていこう、幼稚園のこれまでの実績を活かし、引き続き充実した教育・保育を推進します。 ●特別な支援を必要とする子どもの受入れの推進など、特色ある幼稚園における教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に取り組みます。 ●幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、保育所の開所時間と同等の運営をする長時間預かり保育事業を行う幼稚園への支援など、幼稚園の預かり保育事業の充実を図ります。 ●多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めるとともに、保育所から認定こども園への移行も支援します。 ●認定こども園への移行にあたっては、幼保連携型認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、移行を希望する幼稚園や保育所に対して個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。 ●幼稚園、認定こども園の教育・保育の質の向上のために、国が定める質の基準を踏まえながら、市としての運営水準の向上を図ります。あわせて、2016(平成28)年度以降の利用する保護者の受益と適正な負担について検討し、国の幼児教育無償化の動きや他都市の状況にも留意しながら、適切な補助水準及び保育料の設定について一定の方向性を確定します。 ●幼保連携型認定こども園における指導監査の体制を確立するとともに、施設型給付施設への確認・指導を実施する等、質の高い教育・保育の提供の推進に取り組みます。また、認定こども園の認可及び認定は、本市の基準等に基づき適切に行います。 ●幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子どもたちとの交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●保育需要に対応し、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、整備手法については多様な手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の整備を効率的に推進します。 ●低年齢児の受入枠の拡充策として、定員60人以上の保育所を補完する0～2歳児を対象とした定員19人以下の小規模保育事業所の整備を進めていきます。 ●「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」(2014(平成26)年10月27日締結)に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補充し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備を進めていきます。 ●「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図っていきます。 ●公立保育所の民営化については、譲渡や賃付など建替え以外の手法を含め、さらに効率的に推進できるよう検討を進めます。 ●公立保育所の指定管理園(公設民営)については、施設の形態により手法の方向性を定め、指定期間の終了時に順次、民設民営化を進めます。 ●民間保育所の建替えについては、その手法や資金調達の関係も含み、運営法人と調整を図っていきます。 ●川崎認定保育園については、当面は制度を継続するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を推進します。 ●多様な運営主体が事業を展開していくなかで、保育の質の維持・向上に向けて、実践的な知識や保育技術をさまざまな機会を捉え共有するとともに、本市独自の運営費の補助等により、子ども及び職員の処遇の向上を支援します。 ●地域型保育事業について、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設(連携施設)を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。 ●保育士確保にあたっては、保育士養成施設との連携を強化するとともに、保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士の再就職や認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。 ●特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。また、これまで保育所での保育が困難であった医療的ケアが必要な子どもの受け入れに向け、「新たな公立保育所」を中心として障害のあるなしにかかわらず保育を享受できる体制の整備を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ●増大する多様な保育ニーズに的確に対応するため、多様な保育事業の未整備区域の解消など、延長、一時、休日、病児・病後児保育事業の拡充に努めます。 ●加えて、細分化・複雑化する多様な保育ニーズにも適切に対応できるよう延長・一時保育事業等における実施内容の細分化、実施日・実施時間等の拡大に努めます。 ●認可保育所の保育料や一時保育、病児保育などの保育サービスに関する利用料金については、2016(平成28)年度以降の受益と適正な負担のあり方を検討するために、2015(平成27)年度において検討組織を設置し、国の制度改正、他都市の状況にも留意しながら、適切な保育料や利用料金の設定について一定の方向性を確定します。 ●保育料の滞納については、引き続き口座振替の促進を図り、コンビニ収納を開始するなど、収納率向上に向けた取組を強化・推進します。 ●認可施設(保育所、認定こども園、小規模保育事業)等の保育料負担割合の適正化。(※2016(平成28)年度の改定に向けた検討を行います。) ●多様な保育サービスの利用料金のあり方の検討(※サービス提供に対する応分の負担に向けた検討を行います。) ●川崎認定保育園の保育料は運営事業者が独自に認定していますが、市が定めた保育を必要としている事由に該当していることを要件に、保育料の負担軽減を目的とした補助制度を、保育需要や施設の利用状況を踏まえ実施しています。現行の保育料補助金額は0～2歳児は所得により1万円または2万円、3歳以上児は5千円です。 ●待機児童の解消を継続するため、教育・保育の量の見込みに対応する確保策において、保育所等の整備などを計画的に実施し、必要な教育・保育の提供体制を確保していきます。 ●今後も多くの民間保育所等が整備され、保育士の確保と質の担保が重要な課題となるため、その対策に力を傾注していきます。 ●区役所においては、2015(平成27)年4月の子ども・子育て支援法の本格実施に伴う利用者支援事業の中で、保育所等の利用申請前から保護者等の視点に立った情報提供や相談を実施し、入所保留となった後も、きめ細かな相談・支援を継続して実施していきます。 ●「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」(2014(平成26)年10月27日締結)に基づく取組を横浜市と連携・協力して推進し、待機児童対策の更なる促進を図ります。

施策の方向と推進項目	1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進 (1) 幼児教育の質の向上 (2) 認定こども園への移行の促進 (3) 幼保小連携の推進	2 保育需要への適切な対応 (1) 多様な手法による定員枠の拡大 (2) 公立保育所の民営化と施設老朽化への対応
	3 保育の質の維持・向上 (1) 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保 (2) 保育士確保対策の充実 (3) 特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実	4 多様な保育ニーズへの対応と充実 (1) 多様な保育事業の充実
	5 保育サービス利用における受益と負担の適正化 (1) 保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討 (2) 保育料の収納率向上に向けた取組の推進	6 待機児童対策の総合的な推進 (1) 待機児童対策の総合的な推進
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる
	施策(3層)	質の高い保育・幼児教育の推進
	直接目標	子どもを安心して預けられる環境を整える
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名	改革項目	課題名
	取組1-(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	12 公立保育所の民営化 13 公設民営(指定管理者制度導入)保育所の民設民営化
	取組2-(1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた取組の最適化	13 待機児童対策の継続した取組の推進
	取組2-(4) 債権確保策の強化	5 一層の保育料収入確保に向けた取組強化
	取組2-(13) 市民サービス等の再構築	22 「新たな公立保育所」等の取組の推進と施設の老朽化対策 27 保育所保育料の見直し

2 主な取組の実施結果						
今年度の主な取組内容			主な取組内容の実績や効果			
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)		目標・実績	H27年度	H28年度	単位
1	説明		目標	/		
			実績			
2	説明		目標	/		
			実績			
3	説明		目標	/		
			実績			
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度			1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った			

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストを削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はある	a. 可能性はない b. 可能性はある
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地がある	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
総合的な評価		

子ども・子育て会議からの
意見・評価



4 改善

今後の施策推進の方向性	方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し	

1 プランの概要		
基本目標	基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり	
目標の概要	次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、安心して子どもを生み、育てることができるための支援体制の充実とともに、思春期から妊娠・出産、子どもの乳幼児期を通じ、ライフステージに沿った一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。 また、学校での日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力や態度を育むとともに、放課後におけるさまざまな集団活動や地域活動を通して、人としての在り方生き方の軸となる力を育て、将来の社会の担い手になる人材を育成します。	
計画期間における主な取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠出産が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。 ●医療機関と連携して産前・産後ケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを行います。 ●妊娠出産に関する啓発とともに、不妊治療に対する効果的な助成制度のあり方を検討します。また、不育や不妊の悩みに対する精神的支援として相談体制の充実を図ります。 ●難病をり患した子どもの健全育成と自立促進を支援します。 ●安心して妊娠・出産ができるように、新生児集中治療管理室(NICU)の新たな整備や増床を図る医療機関を支援し、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを中心とした周産期医療ネットワークを推進します。 ●休日(夜間)急患診療所や小児急病センターにおける小児科医療の維持をはじめ、病院群輪番制による小児科の第二次救急医療体制の確保に努めます。 ●子どもの成長発達の状況を確認し、疾病などの早期発見や保健指導及び継続した相談支援を地域の医療機関と連携しながら効果的に実施できるよう、乳幼児健康診査事業の再構築を図ります。 ●子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報システムを導入し、効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を行います。 ●思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援の充実を目的として、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を行います。 	
施策の方向と推進項目	<ul style="list-style-type: none"> ●「キャリア在り方生き方教育」として、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を全ての学校で実践し、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力などについて、小学校段階から系統的・計画的に育てていきます。 ●こども文化センターについて、社会状況の変化に伴って子ども・若者が抱える課題に対応できる施設として、更なる機能強化を検討するとともに、子どもと地域の大人との交流など、地域における主体的な活動の拠点となるよう、施設のあり方を再構築します。 ●全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる場所を提供するとともに、発達・成長段階に応じた主体的な遊びや異年齢の子ども同士の交流、多様な体験プログラムを通じた学びなど、総合的な放課後対策を推進し、わくわくプラザ事業の質の維持・向上に取り組みます。 ●子育て家庭のニーズを踏まえて、開所時間の拡充に向けた検討を進めるとともに、わくわくプラザにおけるサービスの受益と負担の適正化について検討を進めます。 ●放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を踏まえて、わくわくプラザ事業の適切な運営を行っていくとともに、民間の事業者が放課後児童健全育成事業を実施する場合も基準に沿った運営となるよう、指導・助言を行います。 ●学齢期の子どもの成長について、「学校教育」、「児童の健全育成」、「地域ぐるみの活動」、それぞれの視点を切り離すことなく、学校、行政、青少年育成団体等が相互に連携した複合的な取組を進め、子どもの教育や健全育成を総合的に支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 子どもの健やかな成長 <ul style="list-style-type: none"> (1)安心して妊娠・出産できる環境の整備 (2)乳幼児の健やかな発育・発達を支える (3)学齢期・思春期の子どもと体の健康を増進 2 自立への基盤を育てる取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)「キャリア在り方生き方教育」の推進 (2)放課後の活動・地域での活動を通じた健全育成
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる
	施策(3層)	子どものすこやかな成長の促進
	直接目標	子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名	改革項目	課題名
	取組2-(5) 戦略的な資産マネジメント	6 こども文化センターの今後のあり方の検討
	取組2-(13) 市民サービス等の再構築	24 母子保健事業の再構築 25 わくわくプラザ事業のあり方の検討

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容		主な取組内容の実績や効果				
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	H27年度	H28年度	単位
1	説明		目標	/		
			実績			
2	説明		目標	/		
			実績			
3	説明		目標	/		
			実績			
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度		1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストを削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はある	a. 可能性はない b. 可能性はある
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地がある	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
総合的な評価		

子ども・子育て会議からの
意見・評価



4 改善

今後の 施策推進の 方向性	方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し	

1 プランの概要

基本目標	基本目標V 子育てを支援する体制づくり
目標の概要	子育て家庭において、さまざまな要因により増加する児童虐待増加への対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。 また、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するために、社会的自立に向けた新たな支援体制の整備を推進します。
計画期間における主な取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の「社会的養護の課題と将来像」の考え方をもとに、本市の将来人口推計や社会的養護に関わる現状の課題等を踏まえ、2015(平成27)年度から2029(平成41)年度を対象期間として策定する「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」において本市における社会的養護推進の考え方を示します。本市では、社会的養護が必要な子どもへの支援環境として、「里親・ファミリーホームを3分の1、施設・グループホームを3分の2」とすることを基本的な方針とします。 ● 既存の児童養護施設の改築について、新設の児童養護施設と同様に、家庭的な養育環境に配慮(施設の家庭的養護)し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設とします。 ● グループホームは、施設に付随する機能とともに施設と里親の中間形態を持ち、家庭的養護の役割を担うことから、そのあり方について再構築し、グループホームの拡充に向けた検討を推進します。 ● 里親制度の拡充にあたって、里親制度の周知だけでなく、担い手の発掘・育成等において効果的な普及・啓発の手法を検討します。 ● 社会的養護によって養育された子どもが適切に社会的自立を果たすよう、施設・里親における養育の時点から長期的に子どもの自立を支援するとともに、施設や里親における養育を離れて自立した後も継続的な支援を行えるような総合的な仕組みを構築します。 ● 区役所保健福祉センター等において、児童扶養手当、保育所入所、母子父子福祉センター等の受付・相談を通して、ひとり親家庭の支援ニーズを的確に把握するとともに、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援を行います。 ● 母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭に特化した支援施策を提供し、自立支援計画策定や家事・子育ての家庭生活支援員の派遣、講習会の開催等、ひとり親家庭の支援のための総合拠点としての機能のさらなる強化に努めます。 ● 相談窓口としての区役所保健センター等と専門支援機関としての母子・父子福祉センターとの連携体制のさらなる強化に努めます。さらに、家庭の状況に応じて、児童相談所、生活自立・仕事相談センター、養育費相談支援センターなど、多様な関係機関との連携を充実します。 ● 非正規の就労では、低賃金や不安定な雇用条件により自立が困難な場合が多いことから、ひとり親を対象とした正規就労に向けた資格取得や就業支援講習会を充実します。 ● ひとり親家庭の負担を軽減するために、生活支援に関わる講習会や家事・育児に関わる支援員の派遣事業を拡充し、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、支援を充実します。 ● ひとり親家庭の子どもが、その置かれた環境によって社会的自立が阻害されないよう、学習支援など、子どもが健やかに成長できるよう支援を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民に身近な相談窓口としての区役所保健福祉センター等の役割、地域で子どもと家庭を支える民間事業者の役割、民間事業者も含めた関係機関の機関支援と地域の拠点となる地域療育センターの役割、本市の障害支援に関わる事業を支える高度専門支援機関の役割など、それぞれの機関における役割、専門性を再度精査し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。 ● 地域の民間事業者を拡充し、身近な地域において、丁寧な相談支援を踏まえた支援利用計画の作成を推進するとともに、地域療育センターにおいては、専門的機関としての相談支援及び地域支援を実施できるよう検討を進めます。 ● 地域療育センターの発達相談支援機能の強化に合わせて、発達相談支援体制の充実に向けた発達相談支援センターの役割や体制の見直しを行い、関係機関とのネットワーク構築とコーディネート及び各種研修の実施や普及啓発活動を行います。 ● 障害児入所施設の安定した運営を推進するとともに、障害児・者サービスの連携を強化し、障害児入所施設から障害者入所施設への円滑な移行を促進します。 ● 短期入所のニーズの増加により、2か所の障害児入所施設だけでは不足しており、障害者支援施策と連携し事業の充実を努めます。 ● 特別支援教育推進計画に基づき、発達障害を含め、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を推進します。 ● 地域における放課後や夏休み等の支援として、放課後等デイサービス事業を拡充します。 ● 現行の「青少年プラン(改訂版)」の後継計画である「(仮称)川崎市子ども・若者プラン」を2015(平成27)年度に策定し、子ども・若者の自立に向けた施策を体系的に整理し、自立に向けて課題を抱えた子ども・若者に対する政策を総合的に推進します。 ● 学校、区役所、精神保健福祉センター、若者サポートステーション、地域の関係機関等が連携して、支援が必要であるにも関わらず支援につながらない子ども・若者の把握に努め、相談機関等につなげるとともに、一人ひとりの状況に応じた重層的・横断的支援を行う仕組みづくりを進めます。 ● 子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を持ちながら社会と関わって成長・自立できる環境を整えるため、地域の中で若者が社会参加できる場・機会について、地域の団体や企業など多様な主体と連携して創出していきます。 ● 子ども・若者の貧困の連鎖を防止するため、学習支援等の事業の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 居所不明児童をはじめ、子育て家庭の情報について的確に把握、支援できるよう母子保健情報等を有効に活用するとともに、児童相談所と区役所保健福祉センターが円滑に情報共有できる仕組みを構築し、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援の充実を図ります。 ● 虐待対応件数が増加する中、児童相談所が児童福祉法等の法的権限に基づく支援を実施する一方、地域に身近な行政機関である区役所保健福祉センター等による支援や見守りなど、児童相談所及び区役所保健福祉センター等がそれぞれの役割と専門性に基づき支援を実施します。 ● 複雑・多様化する支援ニーズに対して多角的かつ総合的な支援を実施するため、中・長期的な視点に立った専門職の育成、組織マネジメント力の向上を図るなど、児童相談所の専門的支援体制の強化を図ります。 ● 児童家庭支援センターによる支援を充実させるため、市内児童養護施設の建替えに伴い新たに児童家庭支援センターを開設し、在宅で育児不安を抱えている家庭に対し、地域での見守りや保護者への支援を行います。 ● 児童虐待を地域において早期発見するため、要保護児童対策地域協議会との連携に併せ、地域見守りネットワークを活用した民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。 ● 行政をはじめ民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等関係団体との協働による広報・啓発活動を充実させ、児童虐待に対する市民の理解を促し、社会全体で児童虐待の発生予防に取り組むための市民意識の向上を図ります。 ● 多様化かつ複雑化するDV被害事案を踏まえ、関係機関が相互に連携するための仕組みの構築、関係者の研修の企画・実施など、DV施策を総合的に推進するための体制を整備し、相談・支援の専門性の確保と向上に向けた取組を進めます。 ● 被害者が「どこに相談してよいかわからなかった」ために相談できず被害が深刻化してしまうということがないよう、DV被害にかかわる総合相談窓口の機能を整備し、広く周知していきます。 ● DVは児童虐待と密接に関係しているため、児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアなど、継続的な支援を行います。 ● 被害者の自立に向けて、民間団体との連携をさらに強化するとともに、住居の確保に向けた支援、就労の支援、生活保護・健康保険・児童手当など各種制度の円滑な手続きに関わる支援などを行います。 ● 暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行うとともに、家庭や地域、学校において命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重しDVを許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

施策の方向と 推進項目	1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実 (1)家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実 (2)里親制度(家庭養護)の推進	2 ひとり親家庭への支援の充実 (1)相談・支援体制の充実 (2)家庭の生活を支援する取組の推進 (3)自立に向けた子どもへの支援の充実
	3 障害のある子どもと家庭への支援の充実 (1)相談・支援体制の充実 (2)障害児の医療・福祉サービスの提供 (3)学校における特別支援教育の充実	4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実 (1)課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進
	5 児童虐待対策の推進 (1)児童虐待防止対策の推進	6 DV防止・被害者支援の推進 (1)DV被害者の支援体制の充実とDV防止への取組
関連する 総合計画 の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる
	施策(3層)	子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
	直接目標	子どもが安心して育つしくみをつくる
行財政改革に関する計画上 で関連する主な課題名	改革項目	課題名
	取組2-(13) 市民サービス等の再構築	28 ひとり親家庭の自立に向けた支援の検討

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容		主な取組内容の実績や効果				
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)		目標・実績	H27年度	H28年度	単位
1	説明		目標			
			実績			
2	説明		目標			
			実績			
3	説明		目標			
			実績			
上記の取組内容等の実績や成果 を踏まえた達成度			1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った			

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストを削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はある	a. 可能性はない b. 可能性はある
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地がある	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
総合的な評価		

子ども・子育て会議からの
意見・評価



4 改善

今後の 施策推進の 方向性	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し		

1 プランの概要

基本目標	基本目標VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり	
目標の概要	子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や、安心して外出できる道路・交通等の都市環境の整備などを進めるとともに、子どもの活動範囲における交通安全対策、日常生活における事故対策や食の安全の確保に関する啓発などの活動を促進します。また、家庭や地域が子どもを見守ることによって、子どもを犯罪から守り、安全・安心して暮らせるまちづくりを進めます。	
計画期間における主な取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯の居住環境の向上に向け、良質なファミリー向け賃貸住宅の普及や、住居内における健康上の危害の発生予防や快適で安全な居住環境を確保するための情報提供・啓発・相談の実施を推進します。 ●安全で快適な公共空間の整備に向け、妊婦や子ども連れが安心して外出できるよう、歩行空間のバリアフリー化を促進します。 ●安心・安全な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。 ●子どもの安全を確保するため、交通安全教育や啓発活動を充実し、自動車乗車時のシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底と自転車乗車時の幼児用座席におけるシートベルト・ヘルメットの着用の徹底など交通安全対策を推進します。 ●妊娠から乳幼児の事故防止に対する意識の向上を図り、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向けた取組を行います。 ●食中毒防止の周知・啓発、食品中の放射性物質の検査など、子どもの食の安全の確保に向けた取組を行います。 ●「こども110番」については、今後も区ごとに各小学校こども110番実施委員会等との情報交換会を実施し、子どもを取り巻く危険等について情報共有を進めます。 ●地域の中で子どもを見守り健全育成を進める川崎市青少年指導員連絡協議会への支援を行うことにより、子どもを温かく見守り育てる地域づくりを進めます。 ●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」を構成している行政、関係機関・団体、学校、民間企業等が連携して、「こども110番」への支援、非行防止、薬物乱用の危険性に対する啓発など青少年を犯罪等から守る取組を進めていきます。 ●インターネットやスマートフォンの利用については、ネットに接続できる端末やネット上のコミュニケーションツールの多様化に対応していくため、引き続き九都府市、四府市と連携して、保護者に対し、家庭内での利用のルールを決めることやフィルタリングの必要性について啓発を行います。 ●青少年の安易な危険ドラッグ服用を未然に防止するため、毎年7月の青少年非行防止月間や11月の子ども・若者支援月間などにおいて、薬物乱用の危険性について周知していきます。 ●「川崎市学校警察連絡協議会」については、今後も、関係機関と連携して児童生徒の安全と健全育成を図っていきます。 	
施策の方向と推進項目	1 子育てに配慮した生活環境の推進 (1) 子育てに配慮した住宅の普及促進 (2) 安全・安心なまちづくりの推進 (3) 安全・安心な公園・緑地の整備 (4) 交通安全対策の推進 (5) 子どもの事故の未然防止の推進 (6) 食の安全の確保	2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進 (1) 子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる
	施策(3層)	子どものすこやかな成長の促進
	直接目標	子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名	改革項目	課題名

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容		主な取組内容の実績や効果			
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)	目標・実績	H27年度	H28年度	単位
1	説明	目標	/		
		実績			
2	説明	目標	/		
		実績			
3	説明	目標	/		
		実績			
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度		1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った			

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストを削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はある	a. 可能性はない b. 可能性はある
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地がある	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない
総合的な評価		

子ども・子育て会議からの
意見・評価



4 改善

今後の施策推進の方向性	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し		